

○ 太田市外三町広域清掃組合職員の サービスの宣誓に関する条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 0 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 前条のサービスの宣誓に関しては、太田市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年太田市条例第54号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第2号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。